エイジの沖縄通信NO・14

(2) (3) 3) 4

もしマルク氏がピケティ 繰り返すのか、政府の戦争

「21世紀の資本」を読んだら

(5) (7)

7

www.wor

15日 発行1部15 半年20

No. 540

5 7

・アベノミクス=財界戦略のワナ

9

色鉛筆

4人の3勤務になって思うこと

2014死刑判決・死刑執行

10 9

訓練生になりました



中国では不動産バブルはすでにささやかれて久しい。中国のバブル崩壊は世界に波及する

膨らみすぎて、 市場が考えていることだ。 深刻なのは、

まだまだ収縮すると バブルがこれまでに

が目前と言う事態に世界はピリピリ たまたま、ギリシャのディフォルト あるのかもしれない。 しているさなかだ。 中国株式市場が、 未曽有の危機に

Ł されるおそれもでてきた。 ものなのだ。ギリシャ発の信用不安 2万952円から、 世界経済が、ダブルショックに挟撃 してもそれで収まるとは限らない。 る 1万4666円に暴落したことにな 経平均に当てはめると最高値の レベルのものとはおもえない。 目を離せない。 仮にEUとの合意がなされたと (日刊ゲンダイ)という深刻な わずか3週間で だれも 日

中国の株下落は「調整」といった は

国家の闘争だけが決定するだろう。 株下落として推移するのかは市場と して完結してゆくのか、 続く信用制度全体のバブルの崩壊と 今回も、 リーマンショックに引き 管理された

りに発生したバブルであるだけに、 帰結である。 が生み出した経済の金融化の一つの 今後社会矛盾の激化が予想されるだ このような事態は、 中国の高度成長の終わ 現代資本主義

る。さらなる強硬策も間髪を入れず 会社を統率して株価維持をさせてい 新

であり、これが「いつの日か崩壊す る口実であるとともに、暴落の責任 にあるかに広めてもいる。 知っていたことだ。 るだろう」ということは、 な宣伝である。実際に、 通じて流している。つまり、株下落 規株の発行を禁止し、カラ売りを厳 発動された。株の売買を規制し、 を回避しようとする相変わらず卑劣 の原因が、あたかも「某政治勢力」 治的謀略であるかのデマをテレビを しく取り締まり、また、株暴落が政 これは当局が取り締まりを強化す 誰が見てもわかりやすいバブル 中国株価 みんな

横浜市金沢区六浦南

(竜)

えに乗り出している。中国は、

証券

中国当局はあからさまな株価下支

14

氏に「発言撤回と謝罪 ①宜野湾市議会が百田 要求した。

連の発言の撤回と謝罪を強く ある。普天間飛行場を抱える宜 言に宜野湾市民は怒り心頭で 全会一致で可決し、 田氏発言に対する抗議決議」を 29日の6月定例本会議で 野湾市議会は、 百田氏の事実誤認のウソ発 さっそく6月 百田氏に 云

紹介する。

る無理解からくるものだ。

宜野湾市議会は基地問題を

のは珍しい。その決議の全文を 会一致で抗議決議を採択した 対立は激しく、 . 自民党系と革新系議員の 今回のような全

術懇話会において、発言した内 月25日に開催された、文化芸 容は『普天間基地は田んぼの中 「マスコミ報道によると、6

ラ地主は大金持ち。 一場の野みだした。基地の 関いまではた。基地の の野みだした。基地の の場では、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 ト 前売になると、 みん 米軍普 もなかった。基地 沖縄の歴史に対す 当に被害者なの ら困る。沖縄は本 お金がなくなるか 基地が出て行くと か』などの発言は の周りに行けば商

がある。 辺に住むしかないという現実 制的に奪われた。宜野湾市のど あったが、先の大戦によって強 郵便局が存在する村の中心で の10の集落があり、 真ん中に481ヘクタールの 基地があるがゆえに基地の周 村役場や

にあり、周りに何 尊厳を傷つける発言で容認で を強制的に接収された地主の 事実と異なるばかりか、県内外 地の借料は平均200万円で、 きない。 ねない。加えて先祖伝来の土地 の人々に誤解と不信を与えか 言も誤りだ。宜野湾市内の軍用 軍用地主が大金持ちとの発

由を封じる言論で看過できな けない』という発言は表現の自 会 と謝罪を要求する。 田尚樹殿 い。宜野湾市議会は発言の撤回 『沖縄2紙はつぶさないとい 沖縄県宜野湾市議 宛先 百

> の会見を開いた。 月2日日本記者クラブで抗議 新報と沖縄タイムス2社は、 いけない」と名指しされた琉球 の二つの新聞はつぶさないと また、百田尚樹氏から「沖縄 7

現在の普天間飛行場は戦前 論した。 売になるということで人が住 集局長の2人は次のように反 琉球新報の潮平芳和編集局長 みだした」との発言に対して、 あった。基地の周りに行けば商 場は)もともと田んぼの中に と沖縄タイムスの武富和彦編

を求めたい」と批判 度ではない。発言の撤回、 するのは表現者の取るべき態 氏発言冗談で済む話ではない」 「事実に基づかない言説を流布 新報の潮平編集局長は「百田 訂正

暮らしていたが、米軍に勝手に 分たちこそ正論だというおご と。さらに「自民党議員には自 んだだけで、商売目的と言われ 接収された。仕方なく近くに住 たらたまったものではない」 いて甚だしい事実誤認がある。 「普天間飛行場の成り立ちにつ もともと九千人を超える人が タイムスの武富編集局長は

ていない。

ずみだ」と 倍政権のひ はなく、 強く批判。 戦で宜野湾 米軍は沖縄

百田氏が「(米軍普天間飛行 を 建 1952年 る本土爆撃 を占領し、 た ぐに滑走路 のためにす B29によ に日本は独

の中に多くの市民の「祖先墓」 の普天間でも基地拡張に反対 ルトーザー」で強行された。こ 軍基地の拡張工事が「銃剣とブ に入り供養する事が認められ があり、4月に年1回しか基地 われた。今でも、普天間飛行場 する「伊佐浜闘争」が激しく闘 た事実誤認のウソ発言を流布 する事は許されない。しっかり 責任を取るべきである。

だろう」とか「基地地主はみん 助金がなければ生活できない 地反対と言うが、基地や政府補 な大金持ちで遊んで暮らして の一部の人たちから「沖縄は基 私も「無知と無関心」の本十

りがある。沖縄の世論にゆがみ

があるので 設し 安

民家が密集する芸軍普天間飛行場の風景

くことがある。 家や自民党国会議員が、こうし いるだろう」等などの発言を聞 しかし、社会的責任のある作

沖縄は米軍占領地のままで米

立したが、

②外務省09年、 間移設で世論誘導か! 普天

山政権時代の話。鳩山氏が提案 米軍普天間飛行場の「県外移 今から6年前の2009年、 を模索していた民主党の鳩 (3ページ下段に続く)

に対のか

へ戦争法案は廃案に!

いる。安倍政権は、今月中旬にも衆院を通過、参院送付をもくろんでいる。 時の政権の裁量によって武力行使=戦争に突き進める安保法案=戦争法案が、正念場を迎えて

追い込む以外にない 国会審議を進めれば進めるほど、反対や批判の声が拡がる、戦争法案、。なんとしても廃案に

◆政府による戦争

しい。私は正面に向かって進ん とレッテル張りをしないでほ

前提としても、集団的自衛権の 発言は、歴代政権の憲法解釈を

で行くのだ。

こんな押し問答が繰り拡げ

かって進むのだ。 むとは言っていない。正面に向 かって進んでゆくことになる。 は正面に向かって歩いて行く。 首相・いや、北に向かって進 A:左が西で右が東なら、正 A:それでは首相は北に向 首相・左手は西、 、右は東、 私 然のことながら、「もっと議論 解が深まるハズもない。逆に当 る議論。安倍首相とのやりとり られてきた安保関連法案を巡 を聞いて、安保法案に支持・理 を」「もっと説明を」という声

ろう。

面は北以外にはないではない 説明が信用ならないことと同 が拡がっている。それは首相の 我だ。

時の政権による

独断的な

首相:::いや、 一方的に北だ

いくら答弁を重ねても… 憲法解釈で、日本が戦争当事国 という危惧の念が拡がって になることが格段に高まる いるのだ。

合いを帯びることになった。 ターニング・ポイントの意味 3人の憲法学者の発言が そんな情況が拡がるなか、

文には次のような記述がある。

する解回答が56・7%でそ

日)では、法案が憲法違反だと

「政府の行為によって再び戦争

う

思わないとする回答は

(4ページ上段に続く)

の惨禍が起こることのないよ

という記述だ。 うにすることを決意し、

されている。 むという構図がはっきり反映 行使の三要件など、政府の主導 か。 権の裁量の余地が大きい武力 としていることは、 がる今回の戦争法案でやろう した武力行使=戦争に突き進 によって国民の声や願いに反 戦争」そのものではないだろう 「政府の行為による武力行使= 安倍政権が懸念や批判が拡 実際、今回の法案には、 まさしく 政

が高いことが判明した。

えば、憲法9条のもとでは自衛 性を壊す憲法違反のものだ、と いうものだった。そのとおりだ 逸脱しており、法的秩序の安定 今回の安保法案はその範囲を 限定容認やそれを反映させた 憲法違反といえば、元はとい で圧倒的多数を握っていると だけで明らかだろう。衆参両院 とについては、次の数字を見る 国民の意に反して、というこ

う歴史を背負った日本の宿命 するわけだが、それは敗戦とい て現在の軍事大国日本が存在 数々の憲法解釈の変更によっ それはさておき、現行の憲法前 的な矛盾そのものなのだ。が、

と言わなければならない。が、 隊の存在そのものが憲法違反 はいえ、安倍政権を圧倒的多数 する世論調査でも、批判や反対 自民党の得票率は33・1% たとされる昨年の総選挙でも、 はとても言えないのだ。圧勝し 割合は17・4%でしかない。 の声のほうが圧倒的に高い。共 同通信の調査(6月20~21 の国民が支持しているとはと (比例区)、全有権者に占める さらに今回の安保法案に関

7月6日

スコミに流していた。 ているとの情報を盛んにマ 大変怒っており問題になっ 国政府がその提案に対して 設」に対して、外務省は米 していた普天間の「県外移 (2ページ下段から続く)

外務省はヒラリー・クリン の通知(「至急・重要」と が呼び出されて会談すると 藤崎一郎駐米大使(当時) トン米国務長官(当時)に、 2009年12月21日

問題の重要さ、沖縄の基地 リントン国務長官から日米 圧力を示唆。外務省も「ク 古移設)を推進する米側の と説明し、日米合意(辺野 ぶのはめったにないことだ」 報道陣に「長官が大使を呼 連絡した。 会談後、藤崎駐米大使は 付より) いない」(琉球新報、

の方からクリントン長官と 出したのではなく藤崎大使 米国務次官補(当時)が翌 22日の記者会見で「呼び あった」と説明していた。 問題の重要さについて話が 方、米側はクローリー 呼び出し」 言える。

ア・太平洋担当)を訪れた」と 説明していた。 キャンベル国務次官補(東アジ

出し」が虚偽だった可能性 しかし、その「米の呼び 党最有力候補とされており、 2016年米大統領選の民主 公表した。 トン氏の個人メールの内容を メールアドレスを使用してい に伴い米国務省がこのクリン た問題が急浮上して、この問題 務長官在任中の公務に個人 最近クリントン氏 玉 は

の形式で)を各報道機関に と少しの間会えないか聞いて 使と明日会談するキャンベル 藤崎氏は本紙の取材に応じて 事実がないことが読み取れる。 氏が異例の呼び出しを行った いる』との内容で、クリントン リントン氏)に彼(藤崎大使) ルの一通。メールでは『藤崎大 ターネット上で公表したメー 米国務省が6月30日にイン 前国務次官補)が、あなた(ク 「藤崎氏に関するメールは、

ていたが、この外務省の「米の の官僚に潰された事実を語っ 鳩山氏は政権崩壊後、霞ヶ関 虚偽もその一つだと 富田 英司)

29・2%でしかない。 聞の調査(6月20~21日) 5 0 % でも法案に「反対」が53% 「賛成」 今回の安保法案は、 合憲17%だ。 が29%で、 単に違憲 朝日新 違憲

務でもあるというべきだろう。 のものが、国民の権利であり義 ないようにする」ための努力そ び戦争の惨禍が起こることの だから反対する、ということに 止まらない。今回の法案に対し 「政府の行為によって再

▼パワーゲーム

る。 む。武力行使の三要件』にあ の政府の判断で戦争に突き進 今回の戦争法案の核心は、 時

応じ合理的に必要とされる限 が抽象的であるなど、明確な歯 度、という「三要件」は、 ない、③武力の行使は、事態に 守るために他に適当な手段が の権利が根底から覆される明 国民の生命、自由及び幸福追求 他国に対する武力攻撃が発生 ①我が国と密接な関係にある 白な危険がある事態、 し、我が国の存立が脅かされ、 ②国民を 概念 海のすぐ際まで警戒・監視行動 で根本的な解決への努力を はいまでも続けている。仮に中 を続けて威圧してきたし、 怠ってきた。

止めにはなり得ない代物だ。時

国が、

カリブ海で同様の行動を

ことは難しい」と言っているよ

(廣

いのだ。安倍首相も「例示する

米国

理的な武力行使」など、 でも説明できるだろう。 の政府が、「明白な危険」や「合 なんと

(3ページ中段から続く)

というのは自然現象ではない。 をつくってきたのだ。 の結果が、現状の安全保障環境 な意志や行動のぶつかり合い お互いの国家としての主体的 おかしな話だ。安保環境の変化 とを根拠に上げている。これも 必要性について、東アジアの安 全保障環境が変化してきたこ その安倍首相、 今回の法案の

荷担してきたのは日本だ。韓国 随して北朝鮮封じ込め政策に も、冷戦構造のなかで米国に追 にしても、領土問題や歴史問題 たのだろうか。北朝鮮にして 日本は、 互関係だ。一方の当事者である 安全保障環境というのは、相 一体戦後何をやってき

けてきた。中国の軍事力が弱体 文化大革命などで混乱を続け だった時には、中国の領土・領 なって対中封じ込め政策を続 た中国に対し、米国と一体と 中国にしてもそうだ。内戦や

> 示すかは、あのキューバ危機を 持ち出すまでもないだろう。中

という以外にない。 事的影響力を拡大しようとす でも米国に挑戦する力を付け 国が経済成長とともに軍事力 けにするのは一面的な見方だ アジアの緊張を中国のせいだ は確かだ。だからといって、東 る危険な動きを見せているの つつあるいま、中国が自国の軍

大化させることそのものが、 したパワーゲームの比重を肥 張と危機を増幅させるのだ。 関係のなかで軍事力を背景と に中国でも当てはまる。国家間

◆隠されている 武力行使

り得る、との思いを抱く人が多 る個々のケースに限らず、法案 ことがある。安倍政権が例示す となるにおいが充満している の中身そのものが戦争当事国 が拡大している背景には、法案 拡がらず、逆に危惧や批判の声 には「それ以外」のケースがあ 今回の戦争法案への支持が とる、としている。

取れば、米国がどういう反応をうに、法案には書かれていない ケースでの武力行使の可能性 が大きいのだ。

同じ事は北朝鮮や韓国、それ 外務・防衛担当閣僚会合(2プ 出されてもいない今年4月に 立って日米で改訂が合意され ラインは、日本で安保法案が提 同じことがいえる。このガイド た日米防衛協力のための指針 ラス2)で合意されたものだ (日米安保ガイドライン)でも たとえば今回の法案に先

緊 衛、それに海洋安全保障や後方 警戒・監視や防空・ミサイル防 支援などを上げ、「これに限ら 平時からの協力措置として

> は禁止されて ば、一般的に

れらに限らない追加的措置を も、海洋安全保障、非戦闘員の る。また日本の安全に関して れない措置」をとる、としてい 避難、後方支援などをあげ、こ できないというべきだろう。 それに第三国のミサイル基地 大する安倍首相の答弁も納得 への攻撃など、次々と例外を拡 掃海や邦人輸送中の米艦防護 団的自衛権行使の例外が、 いるという集

があるのか、それとも付属覚え た文書の背後に秘密合意文書 する」としている。こんな記述 ない広範な事項について協力 必ずしも明示的に含まれてい 協力についても、「この指針に が9カ所も出てくるのだ。 これを読むと、実は公表され また、国際的な活動における 体的なケースを例示すれば敵 し、安倍首相も、あらかじめ具 網羅的にしたものではないと る。例示がすべてではない」 倍首相も、「総合的に判断す また中谷防衛相も、 のは難しい」と発言している。 「最初から固定的に定めていく は)あくまで事例で、すべてを 現に、今回の戦争法案では安 「 (6累計

書きなどが存 在するのか、 WAR VER!

で、 国会答弁など 文書を作り、 提として公開 る。それを前 りになってい えない書きぶ そうとしか思 その範囲

が目に付く が、その中では次のような記述

ない。そう考 るとしか思え で答弁してい えれなけれ

機雷 的……実際はもっと多岐にわ ている武力行使の事例は限定 ると説明もしてきた。議論され 国に手の内をさらすことにな

案を追い込む以外にない! に拡げることで、戦争法案を廃 案への批判の声と行動をさら 衆院再可決も視野に入れた強 ま、大きく拡がっている戦争法 引な成立をもくろんでいる。い も衆院特別委員会と本会議で の採決を強行し、延長国会での 政府は、この15,



もしマルクスがピケティ 21資本』を読んだら・・?

ピケティの~>gは、 つまり剰余価値

あらためて当連載の目的を述 家たちと労働所得者と格差の

べてみます

の演繹として、格差の拡大をY ピケティは、 > gとまとめました。 資産価値 歴史的な統計から 作で論じられることはありま 根底的な問題がピケティの著 せんでした。 取」であること、このもっとも

り (低成長) その「差」が拡大 大するのは避けられないと。 とその他の人々の「格差」が増 すること。つまり、資産家たち ばかりではなく、gの低下によ の増大スピードであるYが、 のテーマでした。

すべきか、というのがこの連載 価値論に立つ一貫した論理性 差の強化への歴史傾向を労働 から再検討してみて、どう評価 目指す結論=格差の暴露と格 その限界をふまえつつ彼の

計) は、ひにくにも旧来のブル て立つ経済理論 (経済概念や統 しかし、そもそもかれのよっ

ジョア的なものなのです。

欠点は、避けられないのです。 理的なものをもたないという 式つまりY>gが、演繹的で論 ということで、ピケティの定

同時に指摘したいのは、

資産

の資本』p56)も含めて、

基

は、つまり剰余価値〉 ■ピケティのY>g

て抽出されY>g。かなりの状 膨大な世界中の資料を駆使し 況で当てはまっている。ピケ ティがいう「資本主義の第一基 本法則」α=γβ(『21世紀

問題の根本が「剰余価値の搾 本統計から社会の格差実態が 逆に想定できるのだ。

ピケティの土俵の上での議論

をさらに進めてみよう。

ぎのようになる。

拾太郎

らない保証などない。)
γはご 承知のように資産収益率で 21世紀に再び7、8・・とな 昇し現在の日本・ヨーロッパで である。大戦直後で数字をとれ 19世紀末は7に達していた。 は5、6あたりだ。(ちなみに で資産ストックを割ったもの 5%あたり。とすると、資本 ば、2、3。その後じわじわ上 少し説明すればβはGDP

しいYがたとえ5から4%に 数で急増する。だから変化の乏 低下しても、資産所得率はやは り急増するのだ (資産)所得率αは当然γの倍

これは、賃金労働に頼るしかな うに、その国の資本主義として を具現する定式なのだ。このよ い私としては、背筋も凍る恐ろ しい数式なのだ。大衆の窮乏化 た。であるなら付加価値=人件 さて、うみだされた付加価値 (賃金) +資本利益となる。

在する傾向をわかりやすく示 の成熟過程で、資産家に富が偏

からまずその核心部分を見極 値論から見てもピケティの数 めることが必要だ。 ることが前提なはずである。だ 式には「真実」が、 話をもどそう。だから労働価 含まれてい

替えたほうがピンとくるので はないか(連載①参照)。剰余 を押さえておこう。 の核心は剰余価値であること 価値:資産=資産収益率だ。Y す利益=「資産収益率」と読み に単位当たりの資産が生み出 子等々の総合されたもの。ゆえ (→利潤)ばかりではなく土地 →地代、株式→配当、預金→利 んでいますが、実態は企業資本 「資本収益率」とピケティが呼 あらためてY>gとは。Yは

課は考慮しないことにしてき 率である。つまり付加価値の年 人件費+公租公課だが、 間増大率である。(連載②参 照)この付加価値=資本利益+ 他方、gは国内総生産の成長 公租公

とができるのである。

ろんピケティもそのようにみ なので、gはその増加率だと置 なしていると考えられる。 み替えであり問題はない。もち き換えうる、これは本質的な読

洋一『図解・ピケティ入門』な ど)同様に理解されている。 (ピケティ解説本でも(高橋

なのだ。このことは決定的に重 要である。剰余価値増加率> の核心部分は剰余価値と賃金 な「皮」をまとっているが、そ ピケティのYや8は、さまざま 賃金増加率、という実態がある つまり左辺は剰余価値の変数 右辺は賃金の変数なのである。 資産増加率〉賃金上昇率

値率と言うことになる。 金v×100 剰余価値率=剰余価値m:f の原理は、本来であれば剰余価 だから搾取を踏まえた格差

この剰余価値率は、

の約7割が事実上賃金(人件費) ものではなくあくまで「搾取の 増加より大きい」というのはマ 現場」ともいうべき生産的労働 してみよう。 にかかわる労働者のものであ 大切なことなので簡単に反復 ルクスが解明済みのことだが、 「剰余価値の増大が賃金の

からこそ、ピケティのY>gと だから、ピケティのY>gはつ いう式が大まかとはいえ、資本 搾取される。完成した商品は資 然の通り労働者が新たな労働 + v + m である。 つまり一目瞭 本家のものであるから、賃金部 出すのだが、これが資本により で付け加えた価値のうち、労賃 マルクスが明らかにしたよう た価値、つまり賃金(V)と剰 や組み立てパーツやエネル ギーなど諸経費=不変資本 (V)を超えた剰余価値を生み 余価値 (m) からなる。 W=C (C) と労働が新たに生み出し 商品価値は様々な製造機械 (6ページ上段に続く)

主義社会の実態を映しだすこ 全労働者の 21世紀の資本 Thomas Piketty LE

にこの論理を補足するという

皮ではなく、玉ねぎのように多 の皮は、リンゴの皮のような薄 ことだ。

る現象などの複雑な動きを想 層性だ。 とができるが、その場合はいく だからY>gを利用するこ 一見逆転す 地代も擬制資本もマルクス

連関として考察されることは 義的生産での搾取を認識しな 働と資本と言う社会関係に対 する認識が希薄である。 このようにピケティは賃労 当然 などなど、相互の内在的 資本主

ある剰余価値は統計の中で明 認できるのは「国民所得」とか 確には表れない。国民統計で確 とがある。すでに上記したよう に、現実にはマルクスの概念で だから我々が注意すべきこ

の研究の意義はそこにある。 難なのだ。だからこそピケティ

■Y>gの長所と短所

当性があるのだ。

では、ピケティの数式ではな

取に基づく「格差拡大」の数式 く、はじめから剰余価値率や搾

ピケティの不等式の利点と

い

だ。剰余価値の伸び率/賃金の

なることはすぐにわかること

家としては、賃金が少ないほど

生産費」としての位置づけに押

しとどめられようとする。資本

本との関係では、

「労働力の再

かの研究は存在するが確立さ するのは壁があるのだ。いくつ

決定されることになるが、対資 争などの多面的な結果として

剰余価値

(率)を統計的に確定

係の本質なのだ。このような核 伸び、これは資本主義的生産関

心を含むがゆえに、Y>gは妥

ところが、おりにふれ述べてき を用いればよいのではない 限界をまとめてみよう 利点は、現在の国民経済統計

おける特定の時期の剰余価値 剰余価値の研究者は次のよ 「特定の国に ことだ。そこから格差の現在や 近未来を予測することができ 計を得ることができるという から、どの国でも知ろうと思え ば各国共通の基準に従って統

うに書いている。

たがこれが困難なのだ。

に見えない、本質的なもので 接に推計するほかはない。しか くの困難がある。剰余価値は目 直接には調査できず間 スのような王侯貴族や大地主 ば、 数十年もY>gが続くとすれ すことができる。たとえばあと あたかも十八世紀のフラン

必要な数値を十分に与えてい 岩波書店 「剰余 が待ち受けているという予言 来るし、同時に民主制度の崩壊 も成り立つ恐ろしい数式であ の跋扈する富の偏在の時代が

<u>-</u> %

る

賃金は、

文化や歴史、

されている企業の宿命でもあ

ない」(『経済学辞典』

価値率」の項。

システムだ。これは競争にさら

びを抑え剰余価値を拡大する

もブルジョア統計では、

の制度は労賃をできるだけ伸 る。資本主義的生産では、資本

あって、

分のみが労働者に返却され、

「剰余価値」は資本家の懐に入

(5ページ下段から続く)

の計算には、統計の制約など多

る。その上で社会に警鐘を鳴ら

して賃金(の増大率)である。 ということは剰余価値と賃金

性は、 点・生産的工場の資本家たちだ また、ピケティの数式の積極 搾取と言うものが、生産

手元に残る剰余価値が大きく でピケティのやったように資 り。だから搾取・剰余価値概念 ない。企業にあってもこの通 産階級全体の成長(富の増大) れた方法は今のところ存在し させている。生産的資本家によ 上げられている現実をも反映 資産家たちにより急速に吸い 制資本の発展の中で、これらの けではなく、土地や株などの擬

ない。

いし、

を把捉するのは現実的には困 ピケティを読むことが必要で 社会的収奪」に網をかけてい る搾取より広く「資産家による る。ここにも長所がある。とは めには、マルクスを前提として いえ、この意義を理解できるた 両者の結合が欠かせな

だ 逆に欠点は下のようなもの

率)であり、 うに左辺は剰余価値 式Y>gが、すでに明らかなよ 最大の理論的問題は、この不等 他方右辺は実態と (の増大 ははぎ取ってきた。しかし、こ

すれば、

リーをピケティはばらばらに と言ういわば双子のカテゴ 例えば左辺の資本収益率を つかの留保や例外、

扱っている。

経済成長率を先進国なら一、 五%程度として想定し、 後発諸国は数%あたりで 剰余価値の概念が 右辺の もある。もちろんその他いくつ 賃金が絶対値で減少すること の増大率なので、高成長を実現 の増大があっても下がること していても、搾取率が高まれば る。gは剰余価値+賃金の合計 増大速度が早ければ剰余価値 γは資産収益率なので、 資産の 定するしかない。 がありうるし、逆も当然ありう

も正確と言うわけではない)。 「付加価値」とかである(これ

い

た。とりあえず不必要な「皮」 分」を析出するように努めてき 統計のカテゴリ、例えば「資本 値」とかの意味のある「核心部 収益率」「国民所得」「付加価 この連載でこれらの国民経済

> でかつ有効であると考えてよ ではあるが、それを前提として いれば、ピケティの数式は簡便 かの組み合わせがありうる。 これらの保留や注意が必要 なっている。ここから生じる とっては「金のなる巨木」 本は土地も含めて大所有者に ローバルな事象となった。 繰り返しつつ、金融経済はグ 代の資本主義を金融革命に導 かけとなり「過剰ドル・過剰貨 やそれ以前から存在する。 式、債券、金融商品等々擬制資 出したのだ。 いた。その後はバブルと収縮を 止(1971年)が大きなきっ 「格差」をピケティは明るみに 幣資本」が世界的現象となり現 ようするに剰余価値 その傾向は金・ドル交換停 。しか

株

一度たりとも企業や工場の経 りではない。「資産家」たちは、 者は、生産的企業の資本家ばか 剰余価値の一部を確実に入手 営にタッチすることなくして、 の収奪

進める ■経済の金融化が推し できる。私的所有と信用制度の 肥大化、そして国家による信用

論考の良さはマルクスの搾取 衆窮乏化 「資産資本主義」と大 上記したようにピケティの 制度の安定装置のおかげでそ うなる。

=剰余価値論の理解を前提と 国民経済統計で多面的 オでその増大にまい進する。 のプロは、 方 資産家の雇用する資産運用 企業資本家たちは、株主 (7ページ下段に続く) 完壁なポートフォリ

勤務」で働くようになって 職員」として、「四分の三 四月から「再任用(再雇用) 三ヶ月が過ぎようとしてい すい。 充要求が通りや 人役に満たない」ので、 分の三」か「二分の一」だと「一

この三月に定年となり、

られない事態は避けたい。

四四四

新人の補充が入らない恐れ 望することにした。 僕はその「四分の三」を希 なった。いろいろ考えて、 というのを選べるように 選択できなかったが、近年 タイムを希望してしまうと にどう対応するかだ。フル その中間の「四分の三勤務」 ム(二分の一勤務)」しか ルタイム」か「ハーフタイ 「一人役いる」とみなされ、 理由は、 再任用制度は、以前は「フ 人員不足の中で 職場の人員不足 名 るのが現状だ。 合いで回してい を各部署の助け 状態で、日勤業務 二名、つまり常時 二名」、「土日祝 務のため、いつも は、夜間の交代勤 る医療技術職場 の振替休」で一〜 急医療に従事す 五~六名が欠員 「夜勤入り」で「 それなら「午前 ただでさえ、 「夜勤明けで

いなかで、若い新人を迎え いるが、なかなか改善しな がある。人員増は要求して

後三時頃まで働

中」だけの二分の

一勤務より、

3

はないか?そう 考えての作戦だ。 めにはなるので の方が、職場のた く」四分の三勤務

手取りは半分以下に

紿料も四分の三かというと、全

が。

「四分の三勤務」というと、

ら「主査(主任)職」に一級格 然甘くな まず三月までの「係長職」

人の補

る。これだけで、基本給は 料の額に「四分の三」を乗じ ざっと半分に減る。 下げとなる。格下げされた給

これに夏と冬の「一時金

用職員はその半分の「約一ケ これまでの半分を大きく下回 月分」。これで、年間収入は、 位なのだが、嘱託職員や再任 分になる。職員の夏の一時金 (ボーナス)」の「率」も半 確か「約一・九ヶ月分」

思

というのは「前年の所得」を かれるのだが、この市県民税 税の他に、「市県民税」を引 引かれ方が並ではない。所得 で引かれる。 分なのに、税金は前年の所得 、一スに引かれる。給料は半 加えて社会保険料や税金の

勤務にな

るのだろうから、経過措置とし まあ来年になれば市県民税 生活保護基準額以下である。 額)を見てびっくり。なんと しのぐしかないのだろう 現在の所得に合わせて減

市民運動には 参加しやすく

(6ページ下段から続く)

節

民運動のいろいろな集会や会 的な余裕はできた。おかげで市 なった。 議や行動には参加しやすく 給料が減った代わりに、時間

続きで、平日の夜間に集会が 市民運動の委員などは、 あっても夜勤や残業で行かれ 責任もって引き受けられな なかった。土日に集会があって これまでは、交代勤務や残業 会議にも出られないから、 土日出勤で参加できなかっ とても

すくなった。けれど、 集会や運動団体の会議に出や 四月以降は、いろいろな市民

差し引き支給額(手取り 参加できない職場環境 なっていくことを意味 労働者的性格が薄く 運動の基盤において、 ア組や主婦や学生し しないだろうか? いうことは、そうした はそのままで、リタイ か?現役労働者が全然 運動を担えないと

> 門前で、ビラをまいたりマ う。やっぱり駅前や会社の イクでしゃべることは、や ばいけないことは、 めてはいけない。「ビラを いつも気をつけなけれ

と思う。 全体が社会運動に参加でき という発想は間違っている まいてもどうせ来ないから 務」でもいい!)、労働者 こそ「四分の三」勤務を実 るような社会環境をめざす 本当は、 (せめて「五分の四勤 一般の労働者に

べきなのではないか?



それはいいことだろう 社会運動に関わる

労働者のことだと改めて思 ない人々」のこと、一般の 「来れ すために生産性を向上させ、 など資産家への配当を稼ぎ出

のだ。 くる。これがピケティの貢献な あることがトータルに見えて はなく、 家=スーパー経営者ばかりで 報酬が十億にもなる企業資本 税に励みまた労働賃金をさら 格差 に抑え込む・・・。 日産のゴーン社長のような、 総資産家の存在こそが 「階級差別」の実態で

期傾向を覆すことは、 いのだ。 大」という資本主義に根差す長 だ。累進課税が導入されても 正策を懐疑的に思わせるのに 累進課税の導入による格差是 はピケティの「処方箋」である れば、ピケティの数式はかくし 十分だろう。理由はすでに明瞭 て有効なのだ。そしてこの結論 「剰余価値の増大>労賃の増 限界を知ることを忘れなけ ありえな

(松本誠也)

を変えよう! い! 了 た。賃金労働者は団結して社会 当性を確認するために叙述し めに書いたし、 る。なにより、賃金労働者のた **人門書」とは一線を画してい** 本連載は、一般の「ピケティ 労働価値説の正 変えるしかな

アアベノミクスナ

労働者所得が……なげ「雇用逼迫」なのに

今年のはじめころから、景気が 同一の年のはじめころから、景気が 同いまだにパッとしないのに「雇 0 川逼迫」が言われるようになり 2 ました。安倍内閣は、ここぞと なました。安倍内閣は、ここぞと なばかりに「景気の好循環」「ア 季ばかりに「景気の好循環」「ア 季ばかりに「景気の好循環」「ア 季ばかりに「景気の好循環」「ア 季ばかりに「景気の好循環」「ア 季ばかりに「景気の好るようにある。

「総務省が26日発表した5」「総務省が26日発表した5」は3.3%と前月から横ばいとは3.3%と前月から横ばいと同月の有効求人倍率(季節調整値)ののの2ポイント上昇。ののの2ポイント上昇。カ月ぶりの高水準となった。ま率が過去最高となるなど雇業率が過去最高となるなど雇用情勢は引き続き改善している。

者は前月比19万人増の6357万人で、3カ月ぶりに増加。このうち雇用者は同増加。このうち雇用者は同増加。このうち雇用者は同増加。このうち雇用者は同がった。完全失業者は同1万人となった。完全失業者は同1万人なった。完全大業者は同1万人で、4カ月連続減の218万人で、4カ月連続の減少。【ロイター六月二十六日ここまで】

たしかに雇用関係では労働 コュースが増えてきた感があ りますが、そうではないので

■「格差景気」

どと、経済全体やわれわれの実を倍政権は、雇用の改善や大会が、景気は回復しつつある。「デフレ脱却宣言を出そう」ない。

る

年ぶりの低さとなった前月と完全失業率は、3.3%は18

す。 金抑制・低下。その分の利益でそうとしています。 で低下」という統計発表がありてが、 で低下」という統計発表がありる方としています。 で低下」という統計発表がありが、 で低下」という統計発表があり

いにしても、「オイルショック シュョック不況には及ばなな がありました。リーマン 不況」「バブル崩壊不況」を上 んとマイナス一%と言う発表 「十四年度GDP成長率」はな 五月の内閣府発表統計では、 合は、 では、 値に占める2014年10-12月期の「労働分配率」の割 い。 企業は大儲けなのです。 「ニッセイ基礎研究所の調べ 企業が生み出した付加価 過去20年でもっとも低

この情報をほとんど無視して きました。意図的ですね。 ところが、政府も大マスコミも 字でも確認されているのです。 回る戦後でも有数の「不況」と な大不景気であったことが、数 いえるのです。去年が、記録的 ところが国内総生産=国民 それによると、昨年10-80年以降で最低となってお だ。製造業では54.8%と、 査室長は「好調な企業業績にか 年代初めの水準まで落ち込ん 月期の労働分配率は季節調整 済みで60.4%と、1990 同研究所の斎藤太郎経済調

法年から今年にかけて大企業 変わっていない」と指摘する。 去年から今年にかけて大企業 変わっていない」と指摘する。 大ですね。たしかに今までは 利益の総額18兆円余りと消 ことですね。たしかに今までは 利益の総額18兆円余りと消 ことですね。たしかに今までは 利益の総額18兆円余りと消 ことですね。たしかに今までは 利益の総額18兆円余りと消 でしょう。大不況なのに大企業 り、四半期として過去最高だっ は空前の大儲けとは?このか た。【東京 6月4日 ロイ らくりは何? ター】

が、そこが大幅に減少したので 年までに大企業の付加価値は得」の大半が個人的所得です ス』によれば、98年から07そうなのです、「国民総所 また『財界戦略とアベノミク

12・5兆円増大したが人件費の切り下げによる利益が拡大したことがわかります。が拡大したことがわかります。が拡大したことがわかります。

1 労働法制改悪の結果、非正規雇 数としての雇用はそれほど拡 ら新規の投資が乏しいので実 ど伸びていません。モウケの多 らも、 用が正規雇用に置き換わるこ 線を踏襲してきた歴代政権の がってきません。さらに財界路 テクと言ってよいのです。だか けて「内部留保」を駆使した財 大せず、賃金の上昇にはつな の拡大です。 くは折からの金融大緩和をう 「空前の経常利益」と言いなが さらに言えば大企業でも、 本業=営業利益がそれほ

り、四半期として過去最高だっ 費増税前の1―3月期を上回 利益の総額18兆円余りと消 対象約1万9000社の経常 の法人企業統計によると、調査 また『財界戦略とアベノミク 6月4日 ロイ げたからこその「史上空前の でしょう。国内ばかりではなく が、日本企業法人も当てはまる な収益を上げています。以下の して株式の売買や配当で大き 得た潤沢な「内部留保」を活用 海外株投資で大きな利益を上 「ロイター」は世界的傾向です 大企業は人件費抑制により

■非正規雇用化推進 ■新財界路線

非農林業雇用者数 (万人)

このように財界は、二十年以上まえから低成長下でも、節税と賃金の抑制で内部留保の積の巨額の内部留保で、有価証券の巨額の内部留保で、有価証券=主に株式取引とその配当収益において「低成長でも高収益において「低成長でも高収がです。

とが進行してきたのです。

(9ページ下段に続く)記の新財界路線と深くかか『雇用逼迫』という事象も上

常利益

なのです。

果で、保険の支給が決まる 書類を職安で検査された結 思っていたのですが、 生活保障のためにあるもの 用保険は労働者の退職後の 中には失業手当も支給され 訓練の条件は、雇用保険受 きに出かけた際、職業訓練 業安定所に雇用保険の手続 と思っていたのですが、職 という、受身的なものだっ 活動が義務付けられ、 Ç るという好条件でした。 と交通費が保障され、訓練 給資格中なら国から授業料 のことを知りました。職業 本当は少しのんびりしたい 無条件に支給されると 提出 求職 雇 名で、20代から65歳

視覚障がい者ガイド実践 は 私が通うことになったの 「介護職員初任者研修・

たのです

こな

る60代の女性、

ラック運転手やサラ



コース」の訓練で、 スは、私を含め60歳以上は5 授業のプランを立てお世話 間、土日・祝日を除く3ヵ月間 を要します。 男女20名のクラ 事業所が、 私たち訓練生の 1日6時 たが国からの費用が出てい て、その訓練を請け負った

今年3月末で退職して、

い機会になりました。 色んな意見を尊重し認め までの幅広い年齢層は、 合う作業を実践できるい

半年毎にスキル評価され させスキルアップが必要 実した介護内容が必要に ますが、どこの職場も になります。郵便局でも うなると、受け入れる側 きる様になりました。そ 自分でサービスを選択で 約」に変わり、利用者は が導入により介護が社会 め、職員にも教育を受け なり、優秀な人材を隼 た苦々しい思い出があり 「お客様」相手に、働く 2000年に介護保険 事業所はより充 「措置」から「契

> をしてくれていま ホームを経営してい を経て、グループ ケアマネジャーなど ら、私たちの授業に も豊富です。だか スを行っていて人脈 はじめ、各種サービ 別養護老人ホームを 神戸にあり手広く特 す。その事業所は、 保健師·看護師

li練生 40代 設長の 士·施 福 て社会 ンを経 祉

者を評価し優劣をつけ競争さ 学の講師をし せるのは、 同じだなあと感じまながら介護認 定審査会にも

性、大

0)

男

この訓練は、先にも書きまし で3人子育て わる40代

てそれぞれの方の生き様も 中の女性など、教材を通し 勉強になります。

ことは、 す。 車を利用した経験はなく と思っています。その後の う体調管理に気を付けたい じまりますが体力が続くよ となり慣れない生活の変化 この度、初めての電車通学 これまで、通勤も通学も雷 年ぶりに授業を受け、学校 に戸惑っています。これか に通う訓練生になりました。 と言うことで、私は40 盛夏に向かい実習がは またお知らせしま

わっています。 そもそも、労働力人口は、 今後

(8ページ下段から続く)

推し進めてきたのです。すで もにいわゆる団塊の世代の労 に、非正規雇用の比率は四十% る人件費削減の政策を着々と させようとしてきました。 財界は、そこで戦略的に激しく がそれを加速しています。 働人口からのリタイヤが進ん とみられています。人口減少と 止規ないしはパート職員によ つまり、正規社員を減らして非 労働基準法を攻撃し、換骨堕胎 でゆくからです。 長期の少子化 に接近しつつあります。また、 ○年で三百万人が減少する

四十七%が非正規雇用という 管理職を除けばじつに 数字もあります。

著な動きがあります。 わけ安倍内閣において一層顕 減税そして労働法制ではとり 着々と進められてきましたが、 経済の金融化、株高政策、法人 財界戦略は、歴代政権の下で

迫を緩和し「不景気であっても 審議会で議論される首切り自 由化法案です。これらによって 1つは派遣法改悪、2つ目は残 **業代ゼロ法案、3つ目は年内に** 八件費を削減しながら、雇用逼 から従来であれば、

利益を上げる経営」を目指して いるのです

|雇用の「拡大」と 困が同居する?

求することなくして生活を守 もはや、雇用者は、 なったことを理解するひつよ する、という通念は通用しなく 遇の悪化を止めたり、 ひつ迫すれば当然賃金が上昇 しても同じです。 うがあります。景気が多少改善 このように雇用が拡大し、 団結して待 改善を要

層拡大したことを意味してい 入が減少したので共働きが一 事象は、非正規雇用が拡大し収 就業人口が増大するという

れないのです。

です。 えば家庭の主婦) もまたパート 要は家族を養う賃金がこれだ などにゆくほかはなくなるの け低下すれば、働ける人は(例

なってしまったのです。(竜) すが、そうはならないことに 賃金が大幅に上昇するはずで 迫」 =売り手市場というわけで 大することができるのです。だ 人の労働者の所得を下げて人 **仕費を抑制しながら、 雇用を拡** つまり、財界路線は、一人一 「雇用逼

いるというほかない。 手段として死刑が利用されて るというから、完全に統治の一 数千人の死刑が執行されてい ていると主張しているが、年間 減を目標に掲げ着実に減らし まれていない。中国は死刑適用 機密扱いとしている中国が含 この数字には死刑執行を国家 昨年死刑が執行されたのは 書を発表した。それによると、 判決と死刑執行について報告 ショナルが2014年の死刑 死刑判決でみると、55カ国 アムネスティ・インターナ 少なくとも607人だが、 前年より22%減 未だに再審は開始されていな で行われている。処刑方法とし 再審決定のなかで証拠捏造ま いし、検察は再び死刑囚に戻そ は異議申し立てを行っており、 味が露骨に読み取れる。 ては、 よって一時保釈となった。検察 いた袴田巌氏が再審決定に Ę 維持目的の見せしめという意 は致死注射で執行されている。 いる国もあり、こうなると治安 石打ちや公開処刑が行われて うとして執念を燃やしている。 日本はどうか、昨年3月27 、世界で最も長期間服役して 中国や米国、 他にサウジアラビアでは ベトナムで

刑は、 659人へ、この2カ国の大量 ジェリアの141人から えているのは、エジプトの 2466人が死刑判決を受け の死刑判決によるものである。 ている。 109人から509人へ、ナイ 1925人と比べて大きく増 日本で執行されている絞首 銃殺とあわせて多くの国 前年の57カ国 れる。 というものの傲慢さが見て取 第1次と合わせて約3年半で そうとしている。ここに、権力 省もなく過去の誤りを繰り返 月29日の2回、3人だった。 で指摘されているのに、何の反 安倍政権下では2006年の 死刑執行は6月26日と8

る がっていることを暴露してい が関与したものもあり、社会が だ。しかも、その中には裁判員 判決の多さはあきれるばかり 人目となるのが、6月25日執 田司死刑囚である。 行された「闇サイト殺人」の神 殺人犯をひたすら排除した 人の確定死刑囚が存在し、死刑 なお130

う思いを紹介している。被害者 えば、6月26日の中日新聞に 遺族の気持ちとしては当然だ にならないのはおかしい」とい 族の「人を殺しておいて、死刑 と思うが、マスコミがそれを掲 は「闇サイト殺人」の被害者遺 んじて死刑を続行している。例 意識に支持され、国家権力は安 や少数派だが、日本では国民的 載するのはこれに同意してい

22人に執行されている。22 立に向けてなりふり構わず暴

視すらされている。国家による リカンスナイパーは100人 殺人とはこんなものである。 を越える人々を狙撃したが、殺 るようにしたいのである。アメ 人罪に問われることなく英雄 員が安んじて殺人を実行でき これでは困るのであり、 が問われる。 を殺したら正当防衛か殺人か 安倍らにとっては

死刑を維持している国は今 由をこう述べている。

長することになるのではない る、あるいはそういう意識を助 いうことを、

安倍自公政権は今、戦争法成

状では自衛隊員が外国で誰か 走している。例えばそれは、 自衛隊 現 罰の目的は制裁と矯正教育に も今はガラガラと音を立てて 罪を託されたことがありまし いる。 よる改善更生です。死刑はその 崩れた」と述べたそうです。刑 定義も、矯正困難という慣用句 た。その検事は「極悪人という る。殺すことで悔い改める機会 目的からみて大いに矛盾して 悔い改めた者を処刑す

うのはしょうがない」という考 えから、死刑反対にかわった理 場からの発言である。死刑は 本敏夫氏のインタビューが掲 肩書の刑務官がこれに反する ター」458号に元刑務官・坂 いことをしたのだから、命で償 載されている。矯正職員という 「人殺し」を強いられている立 「刑罰のひとつ。それ相応の悪 「アムネスティ・ニュースレ

手を求められて礼を言われ、 立ち会った検事が、死刑囚に握 る。私だけがこう考えているわ きた中で、「人は変われる」と です。どんな悪党でも更生でき けではありません。ある死刑に 多くの死刑囚と向き合って 強く確信したから 自

> 分が殺害した人の遺族への謝 を奪っているのだから

力を、そして自衛隊員は戦死し 落しつつある。 る死刑と戦争に反対しよう。 に、国家による合法的殺人であ て当然。これに対抗するため 排除する方向へとどんどん転 に、敵意を持つ国には軍事的圧 この国は異端者を大急ぎで 人殺しは死刑

(折口晴夫)

